



お知らせ『りしり富士』

第578号 No1
令和2年5月27日発行
(編集：企画政策課)

国民健康保険被保険者に係る傷病手当金について

会計課税務こくほ係

◎国民健康保険傷病手当金について

利尻富士町では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者の方が感染又は感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給する条例を制定いたしました。

～対象者～

以下のすべてを満たす方

- ・利尻富士町国民健康保険に加入している
- ・給与等の支払を受けている
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない

～支給対象期間～

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

～支給額の計算方法～

1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数

$$\text{1日当たりの支給額} = \frac{\text{直近継続した3ヶ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2/3$$

※ただし、1日当たりの支給額には上限があります。

～適用期間～

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため就労することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

～申請方法～

申請には、医師の意見書(医療機関を受診した場合)及び事業主の証明書等が必要となりますが、事前に必ず電話でご相談願います。

お問い合わせ先
利尻富士町役場会計課税務こくほ係
【電話】0163-82-1111

利尻富士町では、賃貸住宅の建設を促進し、住環境の確保と定住促進を図るため、町内に賃貸住宅を建設される方（個人・法人）に対して、建設費の一部助成と固定資産税の減免（一定期間）をする「利尻富士町民間賃貸住宅建設促進助成制度」により支援をいたします。

【制度の内容】（社会資本整備総合交付金を活用します）

1. 対象となる賃貸住宅（次の要件を全て満たしている住宅）

- (1) 1棟2戸以上の長屋又は共同住宅で、居住者との間で賃貸契約を締結するもの
- (2) 戸別に上下水道、玄関、台所、物置（屋外物置含む）、便所、浴室、給湯、暖房設備が設置され1台以上の駐車スペースが確保されているもの
- (3) 利尻富士町民間賃貸住宅整備基準に適合するもの
- (4) 建築基準法その他関係法令の基準に適合しているもの
- (5) 建設業法で規定する建築工事業の許可を受けている者によって施工されるもの
- (6) 対象外の建築物
 - ・ 組立式仮設住宅（プレハブ）
 - ・ 公共事業等により補償を受けて建設するもの

2. 助成の対象（次の要件を全て満たしている方）

- (1) 個人の場合 ～ 当該個人又は、当該個人の2親等以内の親族を入居させない
- (2) 法人の場合 ～ 当該法人の社員用住宅として使用しない
- (3) 毎月の家賃限度額 ～ 1LDK 55,000円 ・ 2LDK 65,000円
- (4) 公租公課に滞納がないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

3. 助成金の額（助成の交付は、予算の範囲内で行う）

- (1) 町内の建設業者が賃貸住宅を建設した場合の戸当たり助成額
 - ・ 1LDK 床面積が45㎡以上 250万円
 - ・ 2LDK以上 床面積が55㎡以上 300万円
- (2) 町外の建設業者が賃貸住宅を建設した場合の戸当たり助成額
 - ・ 1LDK 床面積が45㎡以上 130万円
 - ・ 2LDK以上 床面積が55㎡以上 150万円

4. 固定資産の減免額及び期間（地方税法附則第15条の6及び第15の7で軽減される税額は除く）

- (1) 当該住宅に対して新たに固定資産が課されることとなった年度から3年度分は、全額免除
- (2) 当該固定資産が課される4年目から6年目までの3年度分は、課税額の1/2を減額した額

5. 手続きの流れ

- 【役 場】 公募（町ホームページ、広報等による要件等の公示）
- 【事業者】 助成金交付申請書の提出（建築確認済書添付）
- 【役 場】 助成金交付決定通知（内容審査後、交付の可否決定）
- 【事業者】 工事着手届の提出（町による建設中の現場確認等）
実績報告書の提出（工事完成後提出、家屋登記済書添付）
- 【役 場】 完了検査（町による竣工検査）
助成金確定（実績報告書と完了検査による）
助成金確定通知書
- 【事業者】 助成金請求
- 【役 場】 助成金支払い

鷺泊診療所では、看護師を募集していますので、ご希望の方は下記までお問合せください。

1. 募集人員 1名（正看護師又は准看護師）
2. 勤務先 鷺泊診療所
3. 給与 職員の給与に関する条例及び同規則に基づく給料及び各種手当
4. 勤務時間 午前8：15から午後5：00まで
5. 提出書類 履歴書、健康診断書、資格免許証（写）
6. 応募期限 採用者が決定次第締め切りとします。

応募、問い合わせ先 鷺泊診療所 （電話 82-1038）

臨時調理員を募集します！

利尻島老人保健施設では下記により臨時調理員を募集します。応募される方は下記の提出書類を郵送または持参の上お申込みください。

◎臨時調理員（資格・年齢不問）

- ・募集人員 1名
- ・勤務内容 調理全般
- ・勤務時間 6時30分～18時00分内のシフト勤務
- ・給料・手当 会計年度任用職員の給与に関する条例による
- ・健康保険 社会保険加入
- ・雇用期間 採用日～令和3年3月31日（年度更新）
- ・提出書類 履歴書・健康診断書
- ・採用決定 委細面談により決定
- ・応募締切 採用決定まで



※ パート調理員も随時募集していますので、希望される方は下記までお問い合わせください。

◆申し込み先

〒097-0211 北海道利尻郡利尻富士町鬼脇字金崎 332 番地
利尻島老人保健施設管理係（電話 0163-89-3216）

利尻高校に通学する生徒への「通学支援給付金制度」の変更について

これまで実施しておりました「利尻富士町通学支援給付金給付事業」が令和2年度より下記の通り対象および給付額が拡大されましたのでお知らせします。なお、申請手続きにつきましては10月頃を予定していますので、該当世帯には改めてご案内します。

- 給付対象者：利尻富士町に住所を有し、利尻高等学校へ通学する生徒
（通学手段は問いません）
- 給付額：通学距離に関わらず一人につき **5万円**
- 申請受付期間：各年10月1日～11月30日
- 申請書類：指定する申請書及び在学証明書
※申請に関しては、別途ご案内いたします

最近では、各地で観光開発や道路交通網の発達、レジャー人口の増加等により森林に入る人が多くなってきております。

また、この時期は、乾燥期と重なるため全国各地で毎年山火事が多発しており、当町においても原野の火災が過去に発生しております。

山火事発生の主な原因は、煙草・マッチの不始末、ごみ焼きの不始末によるものが全道的に最も多いというデータがでております。

一度山火事が発生すると大切な森林資源を失うばかりでなく、自然環境に及ぼす影響も非常に大きく、失われた自然がもとどおりになるには長い年月を必要とします。

林野火災予防のために次のことを守り、みんなの自然、みんなの山を、大切にしましょう。

- ・タバコの吸いがらの投げ捨ては絶対にやめましょう。
- ・ゴミは持ち帰り、みんなの山をきれいにしましょう。
- ・原則として林野内での火入れは許可できません。
- ・山菜、竹の子の採取は、森林愛護組合の許可が必要です。
(各地区の愛護組合長に連絡をとり許可を受けて下さい。)
- ・国有林内の高山植物の採取はできません。
(法律により罰せられます。)

野良猫へのエサやり・糞尿の始末について

無責任な野良猫へのエサやりはやめましょう！！

最近、野良猫への無責任なエサやりによる糞尿の始末等で、迷惑や不快感に関する苦情が多数挙げられています。

ただ、「かわいい、可哀そう」とエサだけを与えるといった責任のない行動は、地域住民の方に対して多大なる迷惑や不快感を及ぼします。

周辺の方々が迷惑と感じているのは、野良猫そのものではなく、糞尿の後始末や、猫たちの置きエサを狙ったカラスやカモメの鳴き声や糞によって、周辺の方々の生活環境が悪化してしまう事です。また、このことが問題で住民同士の関係悪化にも繋がってしまいます。

より良い生活環境・住民関係を形成していくためにも、無責任な野良猫へのエサやりはやめましょう！また、自身がエサやりを行っている野良猫の糞尿の後始末は責任をもって行いましょう！

☆☆

巡回登記所の業務中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年度巡回登記所の6月開設分から、当分の間、中止いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。再開については、決まり次第お知らせいたしますので、ご了承ください。

各種証明書の請求・登記申請手続については、ホームページでもご案内していますので、ご利用いただき、また登記手続等案内をご希望の場合、その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。

旭川地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/>

登記事項証明書・印鑑証明書のオンライン又は郵送による請求の方法について

http://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/page000001_00048.html

連絡先 旭川地方法務局稚内支局 電話番号0162-33-1122

(平日8:30~17:15)



お知らせ『りしり富士』

第 578 号 No2
令和 2 年 5 月 27 日発行
(編集：企画政策課)

図書のお知らせ

教育委員会鬼脇公民館

移動図書のお知らせ

今年度も道立図書館より 300 冊の移動図書が送られてきましたので
鬼脇公民館と役場ロビーに陳列しました。

【貸出期間 令和2年11月まで】



利用案内

◎本を借りる時

- ・本の裏にカードが入っています。
- ・借りる方の名前と借りた日にちを書いて下さい。
※必ず名字と名前両方を書いて下さい。
- ・設置してある小さい箱の中にカードを入れて下さい。

◎本を返す時

- ・役場図書コーナー ⇒ 返却ポストへ
- ・鬼脇公民館図書室 ⇒ 玄関返却ポストへ
- ※鬼脇(鷺泊)で借りた本を鷺泊(鬼脇)で返却も OK です。

※本の貸出に冊数や期限はありませんが、多くの方にご利用いただくために新刊や
読み終えた本は早めの返却をお願いします。

※新刊や話題の本に関しては、2週間の期限で返却をお願いいたします！！

借りた本は勝手に本棚へ
戻さないでください！！



借りた本、返し忘れていませんか？

貸出図書は本の背表紙にシールが貼ってあります。



公民館 → 赤色シール
役場 → 青色シール
道立図書 → 黄色シール

※道立図書(黄色シール)の本は年に2回(5月・11月)入替えを行なっていますが、
貸出中のため道立図書館へ返却できていない本が増えています。
長期間借りたままの本がないかどうか確認をお願い致します。